

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮古島市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮古島市長

公表日

令和5年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法に基づき、生活困窮者に国が定めた基準に基づき必要な扶助費を支給し最低生活の保障と自立助長を図る。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を取り扱う事務の内容 1. 生活保護法による保護の決定及び実施 2. 生活保護法による就労自立給付金の支給 3. 生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金に関する事務
③システムの名称	生活保護システム レセプト管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー オンライン資格確認等システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法という」)第9条第1項 別表第一 15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8, 9, 11, 12, 13, 14, 17, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26の4, 27, 28, 32, 33, 35, 39, 44, 44の4, 47, 52, 53, 55, 58, 59の2の2, 59の3条 (別表第二における情報照会の根拠) 第一覧(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち第二覧(事務)に「生活保護法による保護の決定」とある項(26の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課 次長兼課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地 TEL:(0980)72-3751
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 生活福祉課 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地 TEL:(0980)72-3751

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	③システムの名称	リプラス	生活保護システム レセプト管理システム	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月27日	法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 15都道府県知事等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法という」) 第9条第1項 別表第一 15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第15条	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月27日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 9. 10. 14. 16. 24. 26. 27. 28. 30. 31. 50. 54. 61. 62. 64. 70. 87. 90. 94. 104. 106. 108. 116. 120の項 (別表第二における情報提供の根拠)第一欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項で、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定」とある 26の項	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 9. 10. 14. 16. 24. 26. 27. 28. 30. 31. 50. 54. 61. 62. 64. 70. 87. 90. 94. 104. 106. 108. 116. 120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8. 9. 11. 12. 17. 19. 20. 21. 22. 28. 32. 33. 35. 39. 44. 47. 52. 53. 55条 (別表第二における情報提供の根拠)番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会)の根拠)第一欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定」とある項(26の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月27日	②所属長	課長 亀川 隆	生活福祉課長 亀川 隆	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月27日	請求先	総務部 総務課 代表(0980)7-3751	総務部 総務課 沖縄県宮古島市平良字西里186番地 TEL:(0980)72-3751	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月27日	連絡先	福祉部 生活福祉課 代表(0980)72-3751	福祉部 生活福祉課 沖縄県宮古島市平良字西里186番地 TEL:(0980)72-3751	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月27日	II-1	平成27年3月31日	平成28年12月27日	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月27日	II-2	平成27年3月31日	平成28年12月27日	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月28日	I-5-②所属長の役職名	生活福祉課長 亀川 隆	生活福祉課長	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月28日	II-1	平成28年12月27日	平成29年12月28日	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月28日	II-2	平成28年12月27日	平成29年12月28日	事後	見直しに伴う変更
平成30年4月1日	I-5-②所属長の役職名	生活福祉課長	生活福祉課 次長兼課長	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月25日	II-1	平成29年12月28日	平成30年12月25日	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月25日	II-2	平成29年12月28日	平成30年12月25日	事後	見直しに伴う変更
平成31年2月26日	IV-1		基礎項目評価書	事後	項目追加
平成31年2月26日	IV-2		十分である	事後	項目追加
平成31年2月26日	IV-3		十分である	事後	項目追加
平成31年2月26日	IV-4		委託しない	事後	項目追加
平成31年2月26日	IV-5		提供・移転しない	事後	項目追加
平成31年2月26日	IV-6		十分である	事後	項目追加
平成31年2月26日	IV-6		十分である	事後	項目追加
平成31年2月26日	IV-7		十分である	事後	項目追加
平成31年2月26日	IV-8		自己点検	事後	項目追加
平成31年2月26日	IV-9		十分である	事後	項目追加
令和1年12月1日	IIしきい値判断項目-1	1,000人以上1万人未満	1,000人未満	事後	見直しに伴う変更
令和1年12月1日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務づけられる	特定個人情報保護評価の実施が義務づけられない	事後	見直しに伴う変更
令和2年12月1日	IIしきい値判断項目-1	令和1年12月1日	令和2年12月1日	事後	見直しに伴う変更
令和2年12月1日	IIしきい値判断項目-2	令和1年12月1日	令和2年12月1日	事後	見直しに伴う変更
令和4年9月16日	I-1-③システムの名称	生活保護システム レセプト管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	生活保護システム レセプト管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー オンライン資格確認等システム	事前	項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月16日	I-4-②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 9. 10. 14. 16. 24. 26. 27. 28. 30. 31. 50. 54. 61. 62. 64. 70. 87. 90. 94. 104. 106. 108. 116. 120の項 番号法別表第二に主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8. 9. 11. 12. 17. 19. 20. 21. 22. 28. 32. 33. 35. 39. 44. 47. 52. 53. 55条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)第一覧(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち第二覧(事務)に「生活保護法による保護の決定」とある項(26の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条</p>	<p>番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 9. 10. 14. 16. 18. 20. 24. 26. 27. 28. 30. 31. 37. 38. 42. 50. 53. 54. 61. 62. 64. 70. 87. 90. 94. 104. 106. 108. 113. 116. 120の項 番号法別表第二に主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8. 9. 11. 12. 13. 14. 17. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26の4. 27. 28. 32. 33. 35. 39. 44. 44の4. 47. 52. 53. 55. 58. 59の2の2. 59の3条 (別表第二における情報照会の根拠)第一覧(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち第二覧(事務)に「生活保護法による保護の決定」とある項(26の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条</p>	事前	見直しに伴う変更
令和4年9月16日	I-7請求先	総務部 総務課 沖縄県宮古島市平良字西里186番地 TEL: (0980) 72-3751	総務部 総務課 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地 TEL: (0980) 72-3751	事後	見直しに伴う変更
令和4年9月16日	I-8連絡先	福祉部 生活福祉課 沖縄県宮古島市平良字西里186番地 TEL: (0980) 72-3751	福祉部 生活福祉課 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地 TEL: (0980) 72-3751	事後	見直しに伴う変更
令和4年9月16日	II-1対象人数	令和2年12月1日	令和4年9月1日	事前	見直しに伴う変更
令和4年9月16日	II-2取扱者数	令和2年12月1日	令和4年9月1日	事前	見直しに伴う変更
令和4年9月16日	IV-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事前	見直しに伴う変更
令和5年3月2日	II-1対象人数	令和4年9月1日	令和5年2月28日	事前	見直しに伴う変更
令和5年3月2日	II-2取扱者数	令和4年9月1日	令和5年2月28日	事前	見直しに伴う変更